

# AIWA NEWS LETTER

あいわ税理士法人 & あいわAdvisory ニュースレター

公認会計士 田中 直

## 法人版事業承継税制

～2025 年度税制改正を受けて～

### 1. はじめに

2025 年度税制改正において、法人版事業承継税制の「特例措置」（以下「特例措置」といいます。）における後継者（役員就任）要件が、「事業承継前 3 年以上の役員就任」から「贈与直前までに役員就任」へ緩和されており、特例措置の活用可能性が広がっています。

特例措置は、2018 年度税制改正において新たに創設された、適用期限を 10 年とする時限立法措置であり、その創設から既に 8 年目を迎えています。

特例措置は、贈与及び相続による株式承継の税負担をゼロとする画期的な制度であり、これまで多くの中小企業の事業承継を物的承継の側面からサポートしてきたと考えられます。令和 7 年度税制改正要望事項（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課、2024 年 8 月 30 日公表）によれば、特例措置に係る特例承継計画の申請件数の推移は次の通りとされています。



出所：経済産業省令和 7 年度税制改正要望事項

2009 年度税制改正において創設された法人版事業承継税制の「一般措置」（以下「一般措置」といいます。）に係る計画認定件数は、2008 年度から 2017 年度までの累計で約 2,500 件であることから、これと比較すると特例措置に対する高い関心が窺えます。特に、コロナ禍での一時的な減少はあったものの、コロナ禍明けの 2023 年度では、5,357 件と大幅に増加しており、特例措置の活用自体も年々増加しているものと推測されます。

本ニュースレターでは、2025 年度税制改正を受けて、適用期限が間近に迫った特例措置を適用する際の留意点について、一般措置との違いも含めて解説します。

## 2. 特例措置の概要と適用メリット

特例措置は、一般措置をモデルとして、これを大胆に見直す形で創設され、特例措置を適用することにより、自社株式（経営承継円滑化法の認定を受けた非上場会社である中小企業が発行する株式に限られます。以下同じ。）の承継に係る贈与税及び相続税の全額が納税猶予され、最終的には免除されます。すなわち、例外的なケース（外国子会社が存在する場合等）を除けば、特例措置の適用によって贈与税及び相続税を負担することなく自社株式を次世代へ承継することが可能となります。

加えて、一般措置において特に足枷となっていた雇用確保要件（承継後 5 年間で平均 8 割の雇用を維持）が、特例措置では実質的に撤廃されている点は、事業承継税制の活用を促進する特例措置の特徴の一つと言えます。

ただし、株式承継に係る税負担が免除される代わりとして、特例措置の適用を受けるためには様々な要件を充足しなければならず、適用に際して事前に特例承継計画を提出しなければならないことも、その要件の一つとされています（下記 4. 参照）。

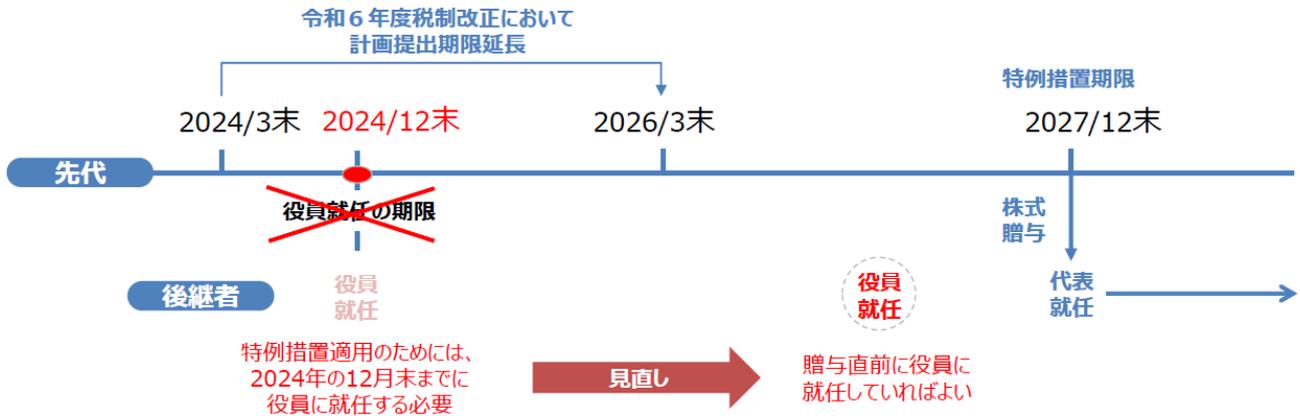
また、下表のとおり特例措置においては、適用期限が 2027 年 12 月 31 日までと定められているため、自社株式を後継者へ「いつ・どのように」承継すべきかを検討することも重要となります。

【一般措置と特例措置の比較対照表】

項目	一般措置	特例措置
適用期限	なし	2018 年 1 月 1 日から <b>2027 年 12 月 31 日まで</b>
特例承継計画の提出	なし	2018 年 4 月 1 日から <b>2026 年 3 月 31 日まで</b> の間に提出
適用対象株式	発行済株式総数の三分の二	発行済株式総数の <b>全部</b> (限度なし)
相続時の納税猶予割合	承継させる自社株式の評価額の 80%相当	承継させる自社株式の評価額の <b>100%</b> 相当
贈与者	複数株主	同左
受贈者	代表権を持つ後継者 1 名のみ	共同代表である後継者最大 3 名
雇用確保要件	承継後 5 年間で平均 8 割の雇用を維持	<b>実質的に撤廃</b> (要件を満たさなくなった場合は一定の届出)
後継者（役員就任）要件	事業承継前 3 年以上の役員就任	改正前：事業承継前 3 年以上の役員就任 (2024 年 12 月 31 日までに役員就任) ↓ <b>改正後：贈与直前までに役員就任</b>
経営環境の変化に対応した将来リスクの低減	なし	株式譲渡、合併、解散の場合には納税猶予額の一部が免除
相続時精算課税制度の適用対象者	贈与者の推定相続人(直系卑属に限る)及び孫	左記以外の後継者に対しても適用可能

### 3. 2025 年度税制改正に伴う主な変更点と影響

上記 2. のとおり、2025 年税制改正前は後継者（役員就任）要件として、「事業承継前 3 年以上の役員就任要件」があったため、特例措置の適用期限（2027 年 12 月 31 日）を見据えて株式承継を行う場合、後継者は遅くとも 2024 年 12 月 31 日までに自社の役員に就任している必要がありました。しかし、2025 年度税制改正により、特例措置については後継者（役員就任）要件が緩和され、株式承継直前に役員に就任していればよいこととされました。



出所：経済産業省 令和 7 年度（2025 年度）経済産業関係 税制改正について

したがって、今後、特例措置を適用して株式承継する際に留意しておかなければならない期限は下記二つとされます。

- ①特例承継計画（下記 4. 参照）の提出期限（2026 年 3 月 31 日まで）
- ②特例措置を適用して行う株式承継の実施期限（2027 年 12 月 31 日まで）

2025 年度税制改正において、特例承継計画の提出期限は延長されていないため、当該提出期限は本ニュースレター公表時点で既に残り 1 年を切っている状況です。また、株式承継の実施期限が間近に迫っている点にも留意しなければなりません。

### 4. 特例承継計画について

提出期限が間近に迫っている特例承継計画の概要について説明します。

特例承継計画の提出先は、自社の主たる事務所の所在地を所轄する都道府県庁とされます。また、特例承継計画は全部で A4 用紙 3 枚程度の記載ボリュームであるため、その作成にはそれほど多くの手間や時間を要しません。主な記載事項としては、自社の名称等、現代表者及び後継者候補の氏名、事業承継の時期、承継時までの自社の経営の見通しや承継後 5 年間の事業計画等に加え、認定支援機関による指導及び助言の内容等が挙げられます。

また、特例承継計画を提出した後に後継者候補や事業計画等に変更が生じた場合には、変更確認申請書を提出することにより、当初提出した特例承継計画の内容を変更することができ、当該変更確認申請書の提出は、特例承継計画の提出期限である 2026 年 3 月 31 日を過ぎても認められます。

なお、特例承継計画を提出し、その後、結果として特例措置を適用しなかったとしても、罰則規定は存在しないため、特段の不利益を被ることはありません。

したがって、事業承継税制を適用しない明確な意思決定が存在する場合を除き、将来的に本税制を適用で

きるオプションを確保しておく観点から、先ずは特例承継計画を期限内（2026年3月31日まで）に提出するか否か、早急に検討を行うことが肝要であると考えられます。

なお、特例承継計画を提出できる法人は、下表の通り、経営承継円滑化法に定められる中小企業者が対象とされる点に留意する必要があります。

#### 【中小企業者該当要件】

業種目	資本金基準	従業員数基準
	又は	
製造業その他	3億円以下	300人以下
製造業のうちゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
サービス業のうちソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
サービス業のうち旅館業	5,000万円以下	200人以下

出所：法人版事業承継税制(特例措置)の前提となる認定 1.申請マニュアル 第7章 用語・定義 (中小企業庁ホームページ)

## 5. 最後に

特例措置は、物的承継の観点から中小企業の事業承継を力強く後押しする制度ではありますが、その反面、株式承継に係る税負担が大きく免除されることから、多くの適用要件を充足しなければなりません。

また、特例措置の適用後において取消事由に該当しないよう、中長期的なケア及びモニタリングが必要となります。他の対策を講じても、なお十分な効果が得られない場合には（例えば、株式承継に係る税負担が数億円以上にのぼるなど）、特例措置の適用によって得られるメリットは相対的に高まるといえます。

特例措置の適用期限（2027年12月31日）及び特例承継計画の提出期限（2026年3月31日）は刻一刻と迫っています。特例措置の適用を少しでも検討している中小企業の経営者及び後継者の方は、先ずは2026年3月31日までに特例承継計画を提出し、特例措置を適用できるオプションを確保しておくことが望ましいといえます。

特例措置を適用できるタイムリミットは間近に迫っています。

手遅れにならないよう、特例措置を的確に理解し、その適用に向けた検討及び対応を迅速に進めていく必要があります。その一方で、中小企業における事業承継の活性化にブレーキをかけず、今後もより多くの中小企業の経営者及び後継者の方が特例措置を活用して事業承継を円滑に推進していけるよう、更なる要件の見直しが行われることも期待されているところです。

これから事業承継の検討を本格化させる経営者の意欲を削ぐことなく、今後も更に中小企業の事業承継を加速させていくための手段として特例措置が最大限活用されるよう、日本税理士会連合会は「特例措置の適用期限及び特例承継計画の提出期限をそれぞれ延長するよう関係各所に引き続き働きかけていく」旨の声明（2023年12月14日付）を出しています。

2025年度の税制改正では、特例措置の後継者（役員就任）要件が緩和されたものの、特例措置の適用期限及び特例承継計画の提出期限の延長は行われませんでした。2026年度以降の税制改正において、こうした声明等が織り込まれることによって、これからもより多くの中小企業に特例措置を適用できるチャンスが与えられることを期待します。

本ニュースレターは、一般的な情報提供であり、具体的アドバイスではありません。個別の案件については個別の状況に応じて検討が必要になります。お問い合わせ等がありましたら、下記専門家まで遠慮なくご連絡ください。

**事業承継 プラクティスグループ ([business-succession@aiwa-tax.or.jp](mailto:business-succession@aiwa-tax.or.jp))**

税理士	青木 喜彦
税理士	中村 彰利
税理士	市川 光大
公認会計士	田中 直

**【あいわ税理士法人グループの概要】**

◆ グループ構成

あいわ税理士法人

あいわ Advisory 株式会社

◆ 所在地

〒108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4F

◆ URL

<https://www.aiwa-tax.or.jp/>

◆ 人員数

税理士・税理士有資格者：54名

公認会計士：13名

情報処理安全確保支援士：2名

行政書士：1名

科目合格者：8名

総務ほか：18名

合計：90名(一部重複)

◆ 関与先概要

上場グループ 305社 上場準備 200社 非上場 265社